

# 令和4年度青森県観光コンテンツパワーアップ推進事業費 補助金交付要綱

## (趣旨)

第1 県は、北海道新幹線開業後の地域の魅力向上への取組や観光客の受入態勢の整備を促進し、観光コンテンツの質的・量的な充実を図るため、観光力の強化や観光コンテンツの高度化に取り組む団体やグループが行う観光コンテンツパワーアップ推進事業に要する経費について、令和4年度予算の範囲内において、当該団体やグループに対し、青森県観光コンテンツパワーアップ推進事業費補助金（以下「補助金」という。）を交付するものとし、その交付については、青森県補助金等の交付に関する規則（昭和45年3月青森県規則第10号。以下「規則」という。）に定めるもののほか、この要綱の定めるところによる。

## (補助事業)

第2 補助金の交付の対象となる事業（以下「補助事業」という。）は、青森県内において実施する、次の各号のいずれかに該当する事業とする。

- (1) 観光コンテンツの協働（コラボレーション）や磨き上げ等により観光コンテンツの質的向上に取り組む事業
- (2) 誘客に有効なメニューの創出等により観光コンテンツの開発に取り組む事業

## (補助事業者)

第3 補助金の交付の対象となる者（以下「補助事業者」という。）は、第2に規定する補助事業を行う任意の地域活動団体、観光関係団体、商工関係団体、NPO法人及びこれらに類する組織団体とし、次の各号に掲げる者を除くものとする。

- (1) 個人
- (2) 単独の企業
- (3) 市町村

## (補助対象経費及び補助金の額)

第4 補助金の交付の対象となる経費（以下「補助対象経費」という。）及び補助金の額は、別表のとおりとする。

## (申請書等)

第5 規則第3条第1項の申請書は、第1号様式によるものとする。

2 規則第3条第2項及び第3項の規定により前項の申請書に添付しなければならない書類は、次のとおりとする。

- (1) 事業計画書（第2号様式）
- (2) 収支予算書（第3号様式）
- (3) その他知事が必要と認める書類

3 補助金の交付の申請をするに当たっては、当該補助金に係る消費税及び地方消費

税に係る仕入控除税額（補助対象経費に含まれる消費税及び地方消費税相当額のうち、消費税法（昭和63年法律第108号）の規定により仕入に係る消費税額として控除できる部分の金額及び当該金額に地方税法（昭和25年法律第226号）の規定による地方消費税の税率を乗じて得た金額の合計額に補助率を乗じて得た金額をいう。以下同じ。）を減額し、交付申請するものとする。ただし、申請時において当該消費税及び地方消費税に係る仕入控除税額が明らかでないものについては、この限りではない。

（補助金の交付の条件）

第6 次に掲げる事項は、補助金の交付の決定がなされた場合において、規則第5条の規定により付された条件となるものとする。

- （1）補助事業に内容の変更（補助金の増額を伴わず、かつ補助事業の趣旨を著しく変更しない程度の軽微な変更を除く。）を加える場合において、事業変更承認申請書（第4号様式）を知事に提出してその承認を受けること。
- （2）補助事業を中止し、又は廃止する場合において、事業中止（廃止）承認申請書（第5号様式）を知事に提出してその承認を受けること。
- （3）補助事業が予定の期間内に完了しない場合又は補助事業の遂行が困難となった場合において、速やかにその旨を知事に報告してその指示を受けること。
- （4）補助事業の状況、補助事業の経費の収支その他補助事業に関する事項を明らかにする書類、帳簿等を備え付け、これらを令和5年4月1日から5年間保管しておくこと。
- （5）法令、規則及びこの要綱の定め並びに補助金の交付の決定の内容及びこれに付した条件その他法令等に基づく知事の命令を遵守すること。

（申請の取下げの期日）

第7 規則第7条第1項の規定による補助金の交付の申請の取下げの期日は、補助金の決定の通知を受けた日から起算して10日を経過した日とする。

（補助金の交付方法）

第8 補助金は、補助事業の完了後交付する。

（補助金の請求）

第9 補助金の請求は、補助金額が確定後、速やかに補助金請求書（第6号様式）を知事に提出して行うものとする。

（実績報告）

第10 規則第12条の規定による報告は、補助事業の完了の日（補助事業の廃止の承認を受けた場合は、その日）から起算して30日を経過した日又は令和5年4月30日のいずれか早い期日までに補助事業実績報告書（第7号様式）に次に掲げる書類を添えて行うものとする。

- （1）事業実績書（第2号様式）
- （2）収支決算書（第3号様式）

(3) その他知事が必要と認める書類

- 2 補助事業者は、前項の実績報告を行うに当たって、補助金に係る消費税等仕入控除税額が明らかな場合には、当該消費税等仕入控除税額を減額して報告しなければならない。

(消費税等仕入控除税額の確定に伴う補助金の返還)

- 第11 補助事業者は、補助事業完了後に、消費税及び地方消費税の申告により補助金に係る消費税等仕入控除税額が確定した場合には、第8号様式により速やかに報告しなければならない。
- 2 前項の報告があった場合には、当該消費税等仕入控除税額の全部又は一部の返還を命ずる。

附則

この要綱は、令和4年4月12日から施行する。

別表（第4関係）

補助対象経費	補助金の額
<p>補助事業者が行う補助事業の実施に要する次に掲げる経費</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>○会場費</li> <li>○講師謝金</li> <li>○印刷・広告・宣伝費</li> <li>○通信・運搬費</li> <li>○消耗品費</li> <li>○旅費</li> <li>○保険料</li> <li>○委託料</li> </ul> <p>〔 人件費等の経常的な運営費 及び懇親会等の経費を除く。〕</p>	<p>補助対象経費の合計額から次に掲げる収入を控除した額の2分の1に相当する額又は500千円のいずれか低い額以内の額</p> <p>控除する収入</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・参加料収入、売上金等の事業収入</li> </ul>